

令和7・8年度建設工事競争入札参加資格審査に関する発注者別評価項目等について

令和6年6月3日
財政局契約管理部契約課

さいたま市では、建設工事に係る競争入札参加資格審査におきまして、経営事項審査の総合評価値に本市独自の発注者別評価点を加算し、そのうち一部の業種については業種別に等級の区分を行っております。令和7・8年度の資格審査につきましては、以下の内容で等級の区分を実施いたします。

なお、申請の方法、必要書類等の詳細に関しましては、後日、市ホームページ等により公表いたします。

等級の区分について

●等級区分をする業種

土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、舗装工事業、造園工事業

●業種ごとの等級区分

○土木工事業、建築工事業

S級、A級、B級及びC級

○とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、舗装工事業、造園工事業

A級、B級及びC級

※各等級における数値区分及び技術者数は、資格審査終了後に登録者数のバランス等を考慮して決定します。

発注者別評価項目 及び 発注者別評価点 について

1 災害時復旧協力協定締結

対象者及び対象業種 ▶ 協定締結団体に加盟又は協定を締結している者・申請全業種

30点

- さいたま市長と「大規模災害時における災害応急対策業務及び建設資材調達に関する協定書」を締結している団体に加盟し、応急復旧業務・工事に協力することとなっていること。
 - さいたま市水道事業管理者と「災害時における復旧工事の協力に関する協定書」を締結している団体に加盟し、又は「震災時における復旧工事の協力に関する協定書」を締結し、復旧工事に協力することとなっていること。
 - さいたま市長と「災害時における電気設備の復旧に関する協定書」を締結している団体に加盟し、復旧活動等の支援に関して協力することとなっていること。
 - 上記のほか上記と類似の協定等について、さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者と災害時における応急復旧業務に関する協定等を締結している団体に加盟し、又は協定等を締結し、応急復旧工事に協力することとなっていること。
- (なお、締結している協定等は令和6年8月1日現在有効なもののみとする。)

2 災害協定等に基づく活動実績<新規追加>

対象者及び対象業種 ▶ さいたま市内に本店を有する者・申請全業種

10点

- 令和4年8月1日から令和6年7月31日までの間で、次の活動実績を有する者
- さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者との間で協定等を締結している団体に加盟し、又は協定等を締結し、災害時における応急復旧等の活動をした場合（さいたま市長又はさいたま市水道事業管理者からの要請に基づく活動も含む）。

3 品質管理（ISO9001）

対象者及び対象業種 ▶ 全者・申請全業種

10点

- 公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001の認証を取得している場合。
- (なお、協同組合等については、当該協同組合等としての認証取得を加点対象とする。)

4 優秀建設工事業者表彰

対象者及び対象業種 ▶ 受賞者・該当業種

受賞1案件につき 20点

令和5年度・令和6年度に「さいたま市優秀建設工事業者表彰」を受けた者

5 入札参加停止

対象者及び対象業種 ▶ 全者・申請全業種

1月につき ▲5点

令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間の入札参加停止の期間に応じて減点

6 工事成績

対象者及び対象業種 ▶ 全者・該当業種

令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間に受けた本市発注工事の工事検査に係る工事成績の平均点に応じ加減点（共同企業体での実績は除く。また、実績のない者は0点とする。）

工事成績平均点	加減点
82点以上	30点
79点以上82点未満	20点
76点以上79点未満	10点
65点以上76点未満	0点
65点未満	▲20点

※算出の基礎となった工事成績中65点に満たない案件があった場合
1案件につき ▲5点

7 地域加算

対象者及び対象業種 ▶ さいたま市内に本店を有する者・申請全業種

20点

さいたま市内に建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）に基づく主たる営業所を有する者

8 女性技術者又は若手技術者の雇用

対象者及び対象業種 ▶ さいたま市内に本店を有する者・申請全業種

10点

建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第7条第2号及び同法第15条第2号に規定する専任の技術者（実務経験のみによるものは除く。）になり得る、女性技術者又は若手技術者（申請日現在、満35歳未満の者をいう。）が1人以上常勤している場合（従業員にあっては申請日において既に3か月以上の雇用関係にあり、以後1年以上の雇用が見込まれるものに限る。）

（なお、協同組合等については、当該協同組合等として上記の要件を満たしている場合を加点対象とする。）

9 CPDS/CPD（継続学習）の取組み状況

対象者及び対象業種 ▶ さいたま市内に本店を有する者・該当業種

※申請業種ごとの上限は10点とする。

CPDS/CPD（継続学習）に取り組んでいる技術者の取得した単位数に応じ、申請時に在籍している企業に対し、加点する。

①～④については、令和元年8月1日から令和6年7月31日までの間に取得したものとする。

（なお、協同組合等については、申請時において、当該協同組合等により上記の要件を満たしている技術者が在籍している場合を加点対象とする。）

①一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会

取得単位数 (ユニット)	付与点数 (点)	加点対象業種
1 ～ 19	1	土木工事業 管工事業 ほ装工事業
20 ～ 39	2	
40 ～ 59	4	
60 ～ 79	6	
80 ～ 99	8	
100 ～	10	

※5年間で推奨する取得単位数は、100ユニット

③公益社団法人土木学会、④造園CPD協議会

取得単位数 (単位)	付与点数 (点)	加点対象業種	
		③土木学会	④造園CPD協議会
1 ～ 49	1	土木工事業 管工事業 ほ装工事業	造園工事業
50 ～ 99	2		
100 ～ 149	4		
150 ～ 199	6		
200 ～ 249	8		
250 ～	10		

※5年間で推奨する取得単位数は、250単位

②建築CPD運営会議

取得単位数 (時間)	付与点数 (点)	加対象業種
1 ~ 11	1	建築工事業 電気工事業 管工事業
12 ~ 23	2	
24 ~ 35	4	
36 ~ 47	6	
48 ~ 59	8	
60 ~	10	

※1年間で推奨する認定時間数は、12時間 5年間で60時間

10 障害者雇用

対象者及び対象業種 ▶ [さいたま市内に本店を有する者・申請全業種](#)

20点

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号）第43条に係る報告義務がある場合
申請日直前の6月1日現在において雇用する障害者の数が法定雇用障害者数以上であり、主たる営業所を管轄する公共職業安定所に障害者の雇用に関する報告書を提出した者
- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号）第43条に係る報告義務がない場合
申請日時点において障害者を1人以上雇用し、障害者雇用の証明書を提出した者
(なお、協同組合等については、当該協同組合等として上記の要件を満たしている場合を加対象とする。)

11 環境への配慮等（IS014001又はエコアクション21）

対象者及び対象業種 ▶ [全者・申請全業種](#)

10点

- 公益財団法人日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したIS014001の認証を取得している場合、若しくは一般財団法人持続性推進機構によりエコアクション21の認証を取得している場合。
(なお、協同組合等については、当該協同組合等としての認証取得を加対象とする。)

12 子育て支援

対象者及び対象業種 ▶ [さいたま市内に本店を有する者・申請全業種](#)

10点

- 従業員100人以下の企業等で、次世代育成支援対策推進法（平成15年7月16日法律第120号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第12条の規定による届出を労働局へ提出した場合（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）、又は同法第15条の2の規定による認定を受けている場合。
- 従業員101人以上の企業等で、同法第13条又は第15条の2の規定による認定を受けている場合。
(なお、協同組合等については、当該協同組合等として上記の要件を満たしている場合を加対象とする。)

13 女性の活躍推進

対象者及び対象業種 ▶ [さいたま市内に本店を有する者・申請全業種](#)

10点

- 従業員100人以下の企業等で、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、同法第8条の規定による届出を労働局へ提出した場合（申請日現在、一般事業主行動計画の計画期間中であること）、又は同法第12条の規定による認定を受けている場合。
- 従業員101人以上の企業等で、同法第9条又は第12条の規定による認定を受けている場合。
(なお、協同組合等については、当該協同組合等として上記の要件を満たしている場合を加対象とする。)

14 消防団協力事業所

対象者及び対象業種 ▶ [さいたま市内に本店を有する者・申請全業種](#)

10点

- さいたま市消防団協力事業所表示制度実施要綱第6条の規定により、消防団協力事業所として認定を受けている者。

15 協力雇用主

対象者及び対象業種 ▶ [さいたま市内に本店を有する者・申請全業種](#)

10点

法務省さいたま保護観察所に協力雇用主として登録されている者。

16 その他<一部追加>

対象者及び対象業種 ▶ [該当者・申請全業種](#)

10点

次のいずれかに該当する者。

- さいたま市と包括連携協定を締結している者
- さいたま市SDGs認証企業として認証されている者
- さいたま市健康経営企業として認定されている者又はさいたま健幸ネットワークに加入している者

補足事項

- 上記の発注者別評価項目1から16の点数の合計が0点を下回った場合は、0点とします。
- 「さいたま市内に本店を有する者」とは、「さいたま市内に建設業法に基づく主たる営業所を有する者」とします。
- 「協同組合等」とは、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合をいいます。
- 審査基準等につきましては、法改正等により変更になる場合があります。

●改正点

1 災害時復旧協力協定締結

- 協定の有効基準日について、9月1日から8月1日に変更しました。

2 災害協定等に基づく活動実績

- 災害協定等に基づく活動実績を有する市内本店業者について、10点加点しました。

9 CPDS/CPD（継続学習）の取組み状況

- 単位の取得期間について、8月1日から7月31日の5年間に変更しました。

16 その他

- 「さいたま健幸ネットワークに加入している者」を対象に加えました。